

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 1 1 条 病院に、次の部及びセンターを置く。 医療情報企画部 感染制御部 総合臨床教育・研修センター 診療報酬センター 先端医療機器開発・臨床研究センター i P S細胞臨床開発部 臨床研究総合センター 先制医療・生活習慣病研究センター 看護職キャリアパス支援センター E H R利用推進センター レセプト情報等オンサイトリサーチセンター（京 都）運用部 倫理支援部 <u>クリニカルバイオバンクセンター</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 1 1 条 病院に、次の部及びセンターを置く。 医療情報企画部 感染制御部 総合臨床教育・研修センター 診療報酬センター 先端医療機器開発・臨床研究センター i P S細胞臨床開発部 臨床研究総合センター 先制医療・生活習慣病研究センター 看護職キャリアパス支援センター E H R利用推進センター レセプト情報等オンサイトリサーチセンター（京 都）運用部 倫理支援部 <u>クリニカルバイオリソースセンター</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</p>